

# 第71回議会運営委員会記録

令和3年7月20日

【開催日】 令和3年7月20日（火）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時55分

【出席委員】

委員長	長谷川 知 司	副委員長	伊 場 勇
委員	河 野 朋 子	委員	高 松 秀 樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小 野 泰	副議長	矢 田 松 夫
議員	杉 本 保 喜	議員	山 田 伸 幸
議員	吉 永 美 子		

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

事務局長	尾 山 邦 彦	事務局次長	島 津 克 則
庶務調査係長	田 中 洋 子	主査兼議事係長	中 村 潤之介
議事係主任	原 田 尚 枝		

【付議事項】

- 1 モニター意見について・・・資料1
- 2 会派について
- 3 その他

---

午前10時 開会

---

長谷川知司委員長 おはようございます。ただいまから、第71回議会運営委員会を開催します。本日の付議事項は、お手元の資料にあるとおりです。

1、モニター意見について。2、会派について。3、その他です。では

1のモニター意見について。資料1、これから進めたいと思います。これについて、事務局から何か説明することがあればお願いします。

中村議会事務局主査兼議事係長 この意見については出た日にちがそれぞれ違いますが、既に全議員に一度お配りしております。そして、議運の委員と委員外議員の方には、日にちはつい最近でしたけれども、事前に送付しておりますので、モニターから出た意見について議論していただけたらと思います。それぞれ議運に正式に出すのは今日が初めてになりますので、よろしくをお願いします。

長谷川知司委員長 議会モニターからの意見(3)の1については(1)から(5)まであります。これについては皆様のお手元にあります申し合わせ事項115、請願及び陳情書の陳情等の処理についてを見てください。請願及び陳情等は、原則として定例会に関する議運開催日の前日までに受理したものを当該定例会において処理するとなっております。ところが、急ぐものをそこまで待てないということで、議運で処理したことがあります。これについては、やはり手続をきちんと取ってやるべきじゃないかと。この申し合わせ事項どおりにやるべきじゃないかという意見であります。これについて皆様から意見があればお願いします。議運の委員長としましては、急を要すると議長から言われれば、内容を見て、私もそう思ったときは皆さんにお諮りして、審査したこともあります。私の責任ではありますが。

山田伸幸議員 この中で指摘されている事項として、申し合わせ事項の意義ですね。これは、全会一致で作られたと。これが原則なんですけれど、議長が急施を要すると判断すれば、申し合わせ事項を破って、いつでも審査できるんだということであれば、この申し合わせ事項そのものが踏みにじられたことになるわけです。そのことが、今回のこのモニターからの意見として上がってきているわけで、これはやはり「何でも議長が判断すればそれが最終決定だ」みたいなことは、ちょっと間違っているん

じゃないかなと思っていますし、この後に書かれているように、やはりきちんとした規定として盛り込んでいかないといけないと思います。申し合わせ事項だからということで安易に破られてしまうのはいかなものかと思います。

長谷川知司委員長 ほかにありますか。今、山田議員が言われたとおりであります。

伊場勇副委員長 申し合わせ事項については、議会運営等の詳細について規定されていない部分を補完しているところで、基本的なルール、運営しやすくするための事項を定めていると理解しています。基本的なルールは破ってはいけないと思うんですが、全てそのルールに沿って事が進む場合以外のこともあると思うんです。そのときは、やはり臨機応変に対応しなきゃいけないので、この意見の内容も分かるんですけども、今回の場合は急施を要すると議長が判断し、また議会運営委員会でもその意向を理解して、確認して議事を進めたという経緯がありますので、この違反したというような、また無視をしたというようなことまでには至らないんじゃないのかなと思っています。申し合わせ事項に、例えば「急施を要する場合には」とかを新たに書き加えることは必要だったのかもしれませんが、もう事情が急施を要したため、それを待たずして、しっかりと議事を進めるべきだったと理解しています。したがって、この申し合わせ事項を無視したわけではなくて、そのときの臨機応変な対応だったと感じています。書かれている「申し合わせ事項の変更手続をするべきだったじゃないか」というところは、ちょっと今後検討しなきゃいけないと思うんですが、無視する対応をしたとは思っていません。

山田伸幸議員 今、無視する対応ではなかったと言われましたけれど、実際にはこういったことを一切検討せずにそのままやってしまったわけですから、無視したんですよ。この申し合わせ事項を検討もせずに。申し合わせ事項にはこういうふうにあるけれど、急施を要するのというように

して審査なしでやったところに問題があるんじゃないんですか。そういった規定もないから、どんどんそれが進んでいくというように、この申し合わせ事項の有名無実化について指摘されていると思うので、やはり急施を要したからこれは違反していないという言い方はいけないのではないかと。では、何のために申し合わせ事項が作られたのか。本来的な意味に立ち返ってみないといけないと思いますよ。協議もしていないのに、そこで一致したから、もう急施を要するからと安易にやってしまうというのはいけない。急施を要したかどうかの判断もしていなかったわけですから、あのときは。その辺でやはりきちんとそこを考えてやるべきだったと。ただ、そういった意味でいうともう規定を作るしかないと思います、そういったことで済まされてしまうなら。

伊場勇副委員長 急施を要するというのを、もっとしっかりはっきりと議運の中で話す必要があったかとは思いますが。先ほど申し上げたとおり、申し合わせ事項に、こういったことがあった場合の対応等々を書き加えることは、少し検討するべきかなとは思っています。以上です。

長谷川知司委員長 私の議事進行がまずくて、安易に進めたということはまず謝ります。今後、やはりこういう急を要するものが出てこないとは限りません。それについては副委員長も申しましたように、何かそれについては、申し合わせ事項115の後に何か一言加えるべきじゃないかということですが。

山田伸幸議員 少なくとも急施を要したかどうかという判断をしなくて急施を要したと決めてしまう、急施を要したということの後でアリバイ付けにやるというのは大問題です。何のために申し合わせ事項があるのか。やっぱりそれをみんなで決めたからですよ。決めたことになるんですよ。それを議長を先頭に、議会運営委員会もきちんととした議論もせずに、急施を要するからそこで取り上げるんだということで押し通してしまったわけですから。そういったことを防止するためにも申し合わせ事項がある

はずなんです。だから、その申し合わせ事項が何のためにできていたのかは、やっぱり改めてよく考えるべきだと思います。申し合わせ事項がそんなに簡単に破られるなら、破られないように規定とすべきだと思います。

高松秀樹委員 申し合わせ事項を変更したらいいじゃないですか。それで、委員長がしきりに謝っておられますけど、これはたしか議運の中でしっかりやったんじゃないんですか。委員長が独断でやったり議長が独断でやったりした話じゃないでしょ。議会運営委員会の中で「こうしよう」と決めてやったことなんです。もちろん申し合わせ事項に反するところは、瑕疵があったと言えはあったんですけど、議会として請願とか陳情等を効率的に審査しようという前向きな中で始まったことでありますので、今後はこういうことがないように、申し合わせ事項を見直して、変更手続を取っていけばいいと思います。

長谷川知司委員長 ほかにはありませんか。今後も、やはり急を要する問題というのは出てくると思います。だから今、高松委員も言われましたように、申し合わせ事項115を緊急の場合に対応できるようにするというのも一つかなとは思いますが。安易に申し合わせ事項を破るという考えじゃなくて、臨機応変に対応するためにはそういうことも必要かなと思います。

河野朋子委員 申し合わせ事項には「原則として」と書いてありますよね。一応原則はそうなんだけど、それ以外のときというのが急施を要するとか、その解釈からいけば、逸脱とか大きく何か外れたことをしたとは思わないんです。むしろこの判断は市民側に沿ったとか、そういう陳情のタイムリーな取扱いにしたので、何かこう議会が大きくルールを曲げて何か悪いことをしたというよりは、申し合わせ事項自体をどう捉えるかという、最終的には(5)の意見に行くんだと思うんです。このモニターの人が言われている、もう少しきちんとした位置づけとい

うか規定にして明文化すべきじゃないかと。この申し合わせ事項というちょっと曖昧な、別に守っても守らなくてもみたいな取扱いがどうなのかというのが、結局最終的には言いたかったのであろうと思います。その辺りは今後の検討事項ではありますが、今回のが手続的にルールからかなり外れていたじゃないかと言われると、そうは言っても原則としてという部分もあるので、そこからすると、そこまでの大きな外れはないし、むしろさっきも言いましたように、議会が何かすごく市民の声を無視して何かをしたとかそういうことよりは反対の立場であるので、どうなんでしょうね。さっき委員長が言われたような、おわびということには当たらないような気がするんですけど、どうでしょうか。

長谷川知司委員長 このモニターの方の意見は、ちょっと本意かどうか分かりませんが、やはりほかのことにも付随して、申し合わせ事項を安易に変えとか破るということを危惧されているんじゃないかなと思うんです。

高松秀樹委員 そうだと思います。でも、いわゆる請願及び陳情を急遽取り上げてやったということは、これは市民の利益につながるという観点からだと思っています。一方、申し合わせ事項というルールがあるということを見ると、やはりモニターはこのルールについてしっかり変更手続を取れということだと思いますし、いわゆる、そのほかの申し合わせ事項についても、各々会派等で、やっぱりこれは変更すべきじゃないかということがあれば、しっかり議運の場に出していただきたいと思います。

山田伸幸議員 時々、私のところに、次の議会でこういう請願を出したいけどどうだろうかという相談があったときには、何月何日の何時が締切りだから、それまでに出すようにとアドバイスをしているんです。もうそういうのを今後は「急施を要する」と言ってしまえば、議会側がどう判断するか、議会側がどのようにそれを捉えるかによって変わってくる、そして、通年で受け付けるというのであれば、そういうふうに規定を設けて、きちんと市民にもモニターにも納得していただけるような形を整え

るべきだと思います。

高松秀樹委員 言われることはもつともで、請願及び陳情で、非常に緊急な場合もあり得ると思います。今のこの申し合わせ事項でタイムラグが生じるということを考えれば、この申し合わせ事項そのものを変更することを協議したらどうかと思います。

長谷川知司委員長 申し合わせ事項115を協議することも必要と。確かに緊急の場合に対応できないですね、これでは。それから急を要するというのは誰が判断するかという問題もあります。これについては、今日ちょっと結論は出ないと思いますので、会派で持ち帰って話してもらって、また持ってくるということでもいいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では1の（5）まで終わって、次、2です。3月議会を傍聴してというところにいきます。これについて事務局から説明はありませんか。内容的には、3常任委員会があるのに、なぜ特別委員会で審査しないといけないのかということだと思います。

高松秀樹委員 事務局にちょっとお尋ねしますが、これ両方とも私が関係する特別委員会なんですけど、これはそもそも本会議場で、どういう事件を付託しましたか。

島津議会事務局次長 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会につきましては、5月臨時会か4月臨時会か忘れましたが、急遽コロナ対策で予算等が出たときに、特別委員会に議案を付託したことがあります。そのほかにつきましては、一般会計予算決算常任委員会に付託しまして、その中で理科大とコロナの分科会を作っておりますから、予算を審査したということはありません。

高松秀樹委員 これ、それぞれの特別委員会に、設置のときに……（発言する者あり）



中村議会事務局主査兼議事係長 当時の理科大特別委員会設置の提案理由をそのまま読みます。ちょっと端折るところは端折ります。「山口東京理科大学は、本市発展の起爆剤であり、議会としても本市のまちづくりの観点から、利活用、薬学部設置に関する事項、その他市立大学に関する事項について、総合的に調査するため、特別委員会を設置する」という文言で、当時設置しています。コロナ特別委員会は「議会としても、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにするべく、情報の収集及び発信、国、県、市の施策、予算に対する提案・要望を必要に応じて行うこと」を目的として設置されております。後は次長が申したように、議決を経て新型コロナウイルス感染症対策特別委員会に付託したのが1件あります。それと、理科大については特別委員会に直接予算を回したのではなくて、モニターの意見に記載してありますように、分科会で審査をしているということです。

高松秀樹委員 この二つの特別委員会の設置目的から逸脱をしているとは思っていないんですが、このことに関して、事務局の見解が何かありますか。

中村議会事務局主査兼議事係長 いろいろと調べてはみました。まだ本を見た程度です。結論としては、今高松委員がおっしゃるように、先ほどの提案理由の中から外れた内容を審査した、特にコロナは予算という文言もありますので、外れているという認識はない。もちろんこの当時に、はっきり外れているという認識であれば、恐らくその時点で付託はまずいという判断は事務局もできたと思います。そのときも、設置目的を確認した記憶はありますので、問題ないと思います。もちろんそれが分科会での審査になっても、同様という判断はしています。

高松秀樹委員 この二つの委員会は、専門的に審査を行うということで設置されたと理解しております。その際に、専門的に調査を行う場合に、例えば予算と決算だけ外れるということは、非常に審査としてやりにくい話

になるんじゃないのかなと。予算と決算を入れることによって、いわゆる柔軟な対応又は効率的な委員会運営ができるということからして、私は逆に非常にいい形で特別委員会が審査したと思っています。

河野朋子委員 ここに、分科会といえども、こういった一般会計予算の審査を行うことの是非について議論してほしいみたいなことが書いてありますけど、これは以前に議運で、初めの頃、理科大特別委員会はもうできて、その後の予算とかをどうするかみたいな話をしたときに、やはり分科会を作ってというか、分科会の中で予算もしたほうがいいんじゃないかという議論をしたように記憶しています。だから、1回そういう段階は経ていると思うんですよ。いきなりなんかもう自然の流れでしたわけじゃなくて、これは総務の委員会じゃないかみたいな議論もあったと思うんです。たしか理科大の関係の予算などは、もう総務の委員会に戻してもいいんじゃないかみたいなこともあったんですけど、やはり特別委員会を一般会計の中で分科会として引き続きやったらどうかというようなことも、たしか議運の中で議論したようにも記憶しています。さっき高松委員が言われたように、むしろそういった意味では、審査がきめ細かくできて良かったんじゃないかなとは思っています。議論はしたと思います。

高松秀樹委員 ちょっと後段部分なんですけど、「本来、常任委員会が受け持つべき一般会計予算の審査を、特定事件を扱う特別委員会の、それも同じ議員が委員長を務める特別委員会が、分科会といえども一般会計予算の審査を行うことの是非について、議論をしていただきたいと思います」と書いてあるんですよ。これちょっと意味がよく分からないんですけど、もちろん違法状態じゃないはずですよ。恐らくこれがふさわしいのかふさわしくないのかという問題提起だと思いますが、これについて、ちょっと私も特別委員長なんで、皆さんの意見を聞いてもらったほうがいいのかなあという気がします。

山田伸幸議員　これが以前のような一般会計予算決算常任委員会であれば、予算については全て予算決算常任委員会が行うとしておりましたので、こういう問題がそもそも出てこなかったんですけど、分科会方式に変えたので、こういう問題が出てきたかと思うんです。特にコロナ特別委員会については、執行部も何度も職員が出入りするようなことを、しかもあっちの常任委員会に行きこっちの常任委員会に行きということは勘弁してほしいという発言もあって、今の特別委員会で審査するのは、喜ばしいことと言っておりました。ただ、特別委員会というのはやはりあくまでも特別委員会であって、常任委員会ではないので、常任委員会でないところが予算を扱うのはいかななものかという考え方も当然あるわけですね。それについては残念ながら議論をせずに委員会の設置を決めておきますので、やはりこれもそういった特別委員会が予算を使うことについて、もう少し深めていく必要があるんじゃないかなと思います。

長谷川知司委員長　過去、特別委員会ができて、予算関係はずっと特別委員会の中で扱ってきたと思いますが、大学は電気の問題のときでも理科大特別委員会が担当されていたように思うんです。（発言する者あり）大学とコロナの特別委員会以前のですか。予算が付かないということと、この度はコロナというように、あらゆる委員会に属するものを、それぞれにするというよりも、やはりコロナ特別委員会があればそちらですというほうが、市民対応は迅速にできていいんじゃないかと。私の判断ですけれど。

高松秀樹委員　市民対応もそうですし、想像してみたら分かるんですけど、予算については審査できない特別委員会が、十分に審査できるわけがないんですよ、最初から。だから、予算も予算を伴わない議案も特別委員会で審査するのが僕としては当たり前の話で、そうじゃなければ、予算は違う委員会に行くんですとなったときに、そっちの委員会から、こっちの特別委員会の考えはどういう議論になったんですかという話になって、ちぐはぐになる。だから、今後、議会は効率的な運営をどうしたらいい

のかを考えていくべきだと思います。やっぱりこういう古いやり方は新しい時代に合ったようなやり方に变化させていくことが必要なので、その部分は別段問題がなかったと思います。私が今さっき言ったのは、特別委員会の委員長が同一人物であることが問題かということについて議論していただきたいと書いてあるんで、それがどうなのかなと思っただけです。ちなみに、私が両方の特別委員長をしていますけど、これは指名推選で行われているものであって、私になりたいと言ってなったわけじゃないということは御承知おきいただきたいと思います。

吉永美子議員 私はこのモニターさんが何を問題にされているのかなと率直に疑問に思います。同じ議員が委員長を務めて何の不利益があるのか、市民にとって何がマイナスとなるのかを考えると、全く考えられないので、この二つの特別委員会の委員長を同じ議員が務めることに、全くの瑕疵というか、おかしいということはないと認識しています。

高松秀樹委員 不利益とは言いませんけど、プラス効果じゃないことは、委員長が非常に大変なると。委員長報告も含めて委員会運営もしていかないといけないということだと思っております。それによって委員会運営がおろそかになっているかということ論点をされるんならまだ分かりませんが、私自身そういう気もないですし、両特別委員会ともしっかり運営して、しっかり本会議場での意見を述べているつもりですので、問題はないと思います。もちろん本市の議会の人数が多ければ、私からすると、やっぱり違う方が特別委員会の委員長をやってほしいなというのがありますが、皆さんに指名をされて委員長になったんで、それを拒否するわけにもいきませんから、こういう状況になっておるといことです。

杉本保喜議員 私も、この委員会の委員長と副委員長を決めるのは、その委員会の中で決まるわけだから、同じ人がほかのところで委員長をやっているから駄目だという規則もないわけなんですよ。みんながこの人になってほしい、そうすると、進行もうまくいくというようないろんな意見が

ある中で決まるわけですから、それはそれでいいと思うんですよね。だから、たまたま今回は特別委員会の委員長が同一人物だったということであって、それを補佐する副委員長はそれぞれ違う人がやっていますから、そんなに大きなあれはないと思います。

長谷川知司委員長 今皆様の意見を聞いた中では、この3についての(1)については、今までどおりで必要ないんじゃないかという意見が多かったと思います。

山田伸幸議員 ただ、いろんな方が役を担われるというのが本来の筋じゃないかなと思います。議会運営ができない方は基本的にいらっしゃらないということが前提ですけど、やはりそういう議会にあって……(発言する者あり)だから、ほかの方が役を担うということがあってもいいんじゃないかと思います。

河野朋子委員 ちょっとこれを元に戻すと、それが問題じゃなくて、特別委員会がこの分科会となって予算を扱うことでどうかというので、たまたま「同じ議員が委員長を務める」というところは、悪いですけどもうあってもなくてもいいようなもので、いや、そういうことじゃなくて、議論というのは人材不足とかそういったことはまた別問題としてですよ。すみません、勝手にそういうふうに言いましたけど、そこじゃなくて、特別委員会という特定事件がなくなれば消滅するような委員会が、一般会計予算決算常任委員会の中で分科会をもって審査することがどうなのかということをおっしゃっているわけで、先ほども言いましたけど、やはり以前は総務文教常任委員会がいろいろ審査しても、予算が全く扱えなくて別のところで予算をやっていたという、すごくすっきりしないというか何かもうもどかしいようになっていましたが、それが現在は解消されて、担当の委員会できちんと予算が扱えてというつながりができて、むしろそこは改善できたと思うんです。今回、特定事件として2件の委員会ができたことによって、そこで扱う予算が分科会で扱えるんですから、

むしろ充実した審査ができるということでもいいんじゃないでしょうか。  
委員長の問題はもう別問題だと思います。

長谷川知司委員長 このモニター意見に対しては今までどおり進めていきたい  
ということだと思います。いいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）  
では、次に行きましょう。次のモニター意見の2です。前回「どのような  
方法があるか考えていきます」と議会運営委員会から回答しているん  
ですが、「政策立案にこだわることなく、様々な議論がこの山陽小野田  
市議会が必要であるとの認識はないのでしょうか。明確な回答を求めま  
す」と、このように再質問で出てきております。

高松秀樹委員 最初の回答はここにあるように、どのような方法があるか考え  
ていきますと、これはこれで良かったと思うんです。その後の意見なの  
で、そうしたら、どのような方法があるのかを、やっぱり議会運営委員  
会として議論をすべきだと思います。

伊場勇副委員長 高松委員の言うとおりにと思います。政策立案に対して、どの  
ような方法があって、仕組みや研修等々をしっかりと議論するべきである  
と思います。

高松秀樹委員 なぜ政策討論会が開催されないのかというところから掘り下げ  
ていくと、おのずと原因が見えてくるんじゃないのかなと思います。全  
議員は政策討論会があることは御存じだと思います。会派からの要請で  
もできるので、そこをなぜやっていないのかということ協議したほ  
うがいいと思います。

長谷川知司委員長 これは今日、結論は出せないんじゃないかと思います。今  
後、どのような方法があるか考えていくというのを……（発言する者あ  
り）聞いて、それで行きましょう。ほかに意見がある方はどうぞ。

山田伸幸議員　やはり政策討論会は、いろんな場でやっていくことを、そもそも個々の議員自体が心掛けていなかったと思うんです、今まで。ですが、いろんな問題でそろそろ出てきつつあるのではないかなと。私は、例えばコロナの問題で、もっといろいろ議論すればよかったかなと思ってますし、理科大の問題でも、いまだに解決してない問題がある。そういうことに対して、全議員の共通理解をしていくべき課題だったかなと思っています。やはり委員会でも、これは是非全議員で議論してはどうかというふうな形で、政策討論会をもっと頻繁に行うような議会にしていかなくてはいけないんじゃないかなと思います。

高松秀樹委員　だから、それをどうしたらきちんとできるかということ、ここで議論しておかないといけんと思います。私はずっと言っているんですけど、まずその議論ができるかどうかといったら、22名では無理だなと思っています。22人で議論なんかできるわけがないと思っていますが、実施要綱の第5条に、「常任委員会及び特別委員会における審査及び政策立案」とあります。つまり審査に資するためということを見ると、これはいろんな議員から意見を聞くというのは有効な手続だと思っています。例えば今、総務委員会所管のLABVがありますけど、非常に我が市にとっては重要な案件ですよ。それを全議員から意見を聴取するために政策討論会を開くというのはありと思っています。しかし、政策立案を今度するために意見集約をしていくのは22人では無理だと思います。そういうときには、例えば会派3人から代表で1人出ただいで議論していくと。つまり人数が22人では難しいので、そこを少なめにして議論して行って、最終的な政策立案に結び付けていくとか、そういうふうにちょっと柔軟にできるよう実施要綱を変えていかないと、今のままではやっぱりちょっとハードルが高いんじゃないかなと思っています。

長谷川知司委員長　ここで結論を出すんじゃなくて、皆さんの意見をちょっとお聞きしたいと思いますので、あればお願いします。

吉永美子議員 以前もちょっと発言させていただいた経緯があるんですけど、当時の民生福祉常任委員会において、子供条例のことで大分市議会に視察に行かせていただいたときに、そこは市議会から提案をされていて、その提案を持っていくための仕組みづくりと言っているんでしょうか、それを作っておられましたとお話ししました。そして、かなえば事務局でそういう資料を取り寄せていただいて、こういうような取組方法があるという例として出していただきたいと思っているんですけど、事務局としてはいかがでしょうか。以前申し上げて、かなえば調査して出していただけたら申し上げたつもりなんです。

島津議会事務局次長 これから調べたいと思います。

山田伸幸議員 それと、市長の施政方針に従って代表質問が行われております。そして、それぞれ政策的ないろいろなスローガンのものが出されているわけですが、それをもっと具体化させていったり深めていったりするといったことも必要ではないかと思います。例えば、市長は子育て世代から選ばれるまちと言っていて、誰かが一般質問でやるかもしれませんが、議会としてこういうふうにしていこうというような提案も今までしたことがないわけですから、例えば、こういった問題であれば民生福祉常任委員会が音頭を取って、産業建設常任委員会、総務文教常任委員会にも投げ掛けて、どのように具体化していこうかというような提案もあってしかるべきだと思うんです。ですから、やるべき課題は多いと思います。例えばデマンド交通にしても、もう産業建設常任委員会でこれ以上できないのであれば、福祉的なサイドからの意見も聞くというようなやり方もあろうかと思うので、政策討論会について柔軟に発想を転換させて政策を作っていくような議会にしていくべきだと思います。

杉本保喜議員 やはり、この政策討論会に行くまでの筋道を明確にしておく必要があると思うんです。高松委員が言われましたように、22人みんな



が集まってやると話がばらばらになるということで、会派から代表者を出すということ。それからもう一つは、一般質問の中に政策提言を入れていくという方法もあると思うんです。だから政策討論会が全てではないはずなんです。それぞれの議員がそれぞれの方向でもって提案をして、なおかつその中で、みんなで取り上げていこうというような形もあっていいかなとは思っています。

山田伸幸議員 今のは一般質問をそういうふうに使ったらどうかというような話だったと思うんですけど、ここでは政策討論会をどのようにして生かしていくかということが問われていると思うんです。そこをきちんと議論すべきだと思います。

長谷川知司委員長 ちょっと待ってください。ここは意見を出してもらう場であって、それを決めようという場ではないですから、意見は出されていいです。

杉本保喜議員 一般質問の中からうんぬんという話になったんだけど、それはあくまでも参考で言っているだけであって、そうすべきであるということを行っているわけじゃないです。

伊場勇副委員長 座長と副座長を1人ずつということなんですが、座長、議長、副座長、副議長と書いていますが、こうやって決めなくてもいいんじゃないのかなと思っています。いろんな事案が議題としてあると思うんですが、それについて、誰かが申し入れるというところなんですが、それに、しっかり研究されている方とか、その辺を加味しながら座長、副座長を決めたほうが、その討論会の中身も何か濃くなるような気がするので、これが必要なかどうかというのはちょっと疑問に思いました。

高松秀樹委員 面白い視点なんですけど、なかなか現実的じゃないなという感じがします。ここに議長、副議長を置いているのは、要は公平中立な人間

が裁く、つまり会を運営するという意味だと思うんです。でも今副委員長が言われることも想像すればあるんですけど、なかなか現実的には、例えば発議した者が座長となるのかというと、いや、それなら発議をやめておこうとか、逆になる可能性があるんじゃないかなとは思っています。

河野朋子委員 今、政策討論会をほとんど何年もしていない中で、イメージで多分話していると思うんですけど、実際に経験してみるとかなり難しいし、議論自体が委員会の中での自由討議すら、本当に申し訳ないけど委員長として十分できていないと。それは反省していますが、そういった今の状態の中で政策討論会がなぜ開かれないかということ、ちょっといろいろ問題があるなと思うんです。本当にやろうと思えば、練習じゃないですけど、何回も何回も繰り返していくという方法もあると思うんですよ。イメージばかり膨らんで、実際全然動いていないんで、ここに、年に1回や2年に1回は政策討論会を実施するとかを書けばしなくちゃいけないわけで、そういったやり方もあります。強行的にやるというか、もうしなくちゃいけない状況に追い込むというか。だけど、今このように自由に、皆さん意見があればとか会派でそうやって発議があればとか、というようにシステムは整っていますけど、皆さんの意欲とかがちょっと欠けているだけであって、この要綱自体にすごく問題があると思わないんです。あるとすれば会派での協議といった議員同士の議論とか委員会の中での自由討議とか、そういったものが以前に比べて活発化していないなと感じているので、作るとしたらそれぐらいであって、むしろ、決まり、決め事はそんなにまずいものじゃないと思います。ですので、委員会からも出せますよというようにすることはあっても、それを活用する議員側の問題じゃないかなと思います。

長谷川知司委員長 とにかく余りハードルを高くしないで、とにかくやる、やってみることが大事ですね。だから先ほど言いましたように、2年に1回はやるよというスタンスでみんな考えていくことも大事かと思います。やっていないですね、今期は。

高松秀樹委員 今期はやっていないので、副委員長はやっていないんですよ。

何でも想像したら分かるんですけど、例えば今この議運でもほかの委員会でも、広聴委員会とかも含めて、率先して議員が意見を言っていますか。22人が集まって、座長が「さあ、これについて皆さんの意見を求めます」と言ったとしても、手が挙がらないでしょう。だから、僕がおったときは、左から一人ずつ当てていたんですよ。一周するんです。議員が20人もしゃべりますから、1人が3分から5分ぐらいしゃべったら、もう1時間たっちゃって終わるんですよ、それで。いわゆるディベートにならないんですよ。だから、僕は人数の関係があると言っているんです。ただ意見を言うだけやったらいいですよ。恐らくそれだと政策立案するときには無理なんで、その人数を絞ってやる必要があるのかなと思います。これ自体は面白い話なんですよ、政策討論会って、本当に。でも、それを現実的に運営できるかというのと、今の状況じゃできないので、その辺の人数構成を考えていくことによって、より活用しやすいものになると思っています。

長谷川知司委員長 議事決定及び運営等は議会運営委員会が行いますとありますので、今期はちょっと無理かもしれませんが、来期になったらそれを議運のほうで積極的にリードしていくしかないですね。

高松秀樹委員 具体的には、この第2条の「討論会は、議員全員をもって構成します」というところを改正すればいいのかなと思っています。ほかはいいんじゃないかな。よくできていると思っています。

長谷川知司委員長 議員全員でなくて、どういうのが一例としてありますか。会派代表とか。

高松秀樹委員 うちの会派は3人をもって会派とするという考えからすると、3人に1人当てだったら、3掛ける7で21人なので7人ですよ。ち

ようど学者が言う議論するにふさわしい人数になるので、そういう形にするという手はあるのかなと思います。

長谷川知司委員長 ほかにはありませんか。一応今出た意見を、また正副委員長でどうしたらいいかをちょっとまとめたいと思います。よろしいでしょうか。では、次は3です。「令和3年1月26日の会派についての質問・意見についての回答をいただきました。ネットで拝見した限りでは会派の理念をホームページに掲載することが決定されたと思っておりますが、違うのでしょうか。」。次もちょっと一緒ですので読みますね。「上記3が事実であった場合にホームページに会派理念が掲載されるのであれば、いつまでに掲載するかを何故協議されないのでしょうか。」ということで、3と4をちょっと一緒にやりたいと思います。確かに理念をホームページに掲載するというのは決めたと思います。

中村議会事務局主査兼議事係長 記録を一度見ましたけれども、多分決定までには至っていなかったように思います。

長谷川知司委員長 決定されていなかったんですね。

中村議会事務局主査兼議事係長 と思います。

長谷川知司委員長 意見として出とったということで。意見としてそういう意見があったということだけですね。

中村議会事務局主査兼議事係長 そうです。

長谷川知司委員長 御無礼しました。そのことも含めて、皆さん意見があれば。

高松秀樹委員 会派理念をホームページに掲載されるようにした場合、このことをどうやって改選後の新しい会派に拘束をかけるようになるんですか。

島津議会事務局次長 特に今、様式はありませんけども、会派の結成届に会派の理念を書いていただいて、ただそれをホームページに載せるということは、どこかで決定しておかないとできないと思います。議員のプロフィールも全て書いていただきましてホームページには掲載しておりますので、それと同様にするかということになります。

長谷川知司委員長 会派ということは、やはり理念があつての会派でありますから、それを載せることはやぶさかでないと思います。

高松秀樹委員 事務局の説明からすると、「会派の理念をホームページに掲載することが決定されたと思っておりますが」と書いていますが、決定はされていなかったと理解しておっていいんですか。まずそこから始めないといけなようになりますね。

中村議会事務局主査兼議事係長 今、高松委員がおっしゃるとおりです。

長谷川知司委員長 今高松委員が言われた、掲載するということを決定するかどうか。まずこれを皆さんで話したいと思います。

山田伸幸議員 私は会派に属しておりませんが、先ほど出たように、会派の理念というのは、届出があれば掲載すべきじゃないでしょうか。

長谷川知司委員長 ほかにはありませんか。これについては、もし会派理念を載せたとしても、会派の中でもっとこれをこのようにしようということに変更は可能だという御理解でいいと思います。ホームページに載せるということでもよろしいですか。（「載せると決めたら、もう載せる。すぐ載せんにゃいけん。だって、理念があつての会派だから。今から理念を考えますではおかしい。載せるなら載せるで決めましょう」と呼ぶ者あり）載せるということでもよろしいですか。（「はい、いいですよ」と

呼ぶ者あり) それで、これについていつから載せるかということは、もう会派の理念は皆さんお持ちですから、載せることはすぐにできるということで、再度事務局から会派理念の様式を頂いてそれに書き込んで事務局へ出すと。出来上がり次第載せるということでもいいですか、速やかに。そういうことでもいいですか。

伊場勇副委員長 会派の結成届のところに理念とかを書く様式に変えるのか。変えなくて、もうそのまま理念はホームページに載せるように、代表者が言ってという形になるんですか。

島津議会事務局次長 今期につきましては、皆さんもう会派結成届は出されておりますので、任意の様式で理念だけ出していただければ、それをホームページに掲載したいと思います。

長谷川知司委員長 任意ということでもいいですね。そういうことで速やかに出してもらおうと。

高松秀樹委員 改選後の話ですけど、これは申し合わせ事項になるんですか。それとも先例として扱うんですか。じゃないと、恐らく改選後にもめるんじゃないですか。

伊場勇副委員長 議員の紹介とかもホームページでありますよね、議員名簿みたい形で。それもどっかで取決めをしているんですか。先例であれば何か先例でいけるような気もするんですけど。

島津議会事務局次長 会派結成届につきましては、便覧の182ページに様式が定められておりますので、こちらの変更になろうかと思えます。申し合わせ事項は、その他としては会派の成立要件は166ページの申し合わせ事項126に定められておりまして、議長に届け出たその届出が様式となっております。もちろんこれがホームページに掲載するうんぬん

については定められてはおりません。

山田伸幸議員 では、この議運で決定、次の全協で申し合わせ事項の追加と言  
えばそれで決定ということによろしいでしょうか。

島津議会事務局次長 会派について何か定めるのであれば、申し合わせ事項の  
1 2 6 に、例えば会派の理念についてはホームページに掲載する等を書  
いていただけたらいいかと思えます。議員のプロフィール等については、  
特に定めがなく行われており、市民の方に、どういった方が議員になら  
れているとか、どういった会派があるかというのをお知らせする意味  
で掲載しております。会派についてもホームページに出すことについて  
は、それだけを申し合わせ事項に定めるのがいいかどうかというところ  
はあるかと思えます。

長谷川知司委員長 これについては、事務局で後、どうしたらよいかを打ち合  
わせてから一緒に決めたいと思えます。よろしいですかね。（「はい」  
と呼ぶ者あり）では、ここで一応 3、4 を終わりにして、モニター意見  
は、終わっていいですかね。7 があるか。その後がありますので、ここ  
でちょっと休憩入れましょう。ここで 1 5 分まで休憩。

---

午前 1 1 時 3 分 休憩

---

---

午前 1 1 時 1 5 分 再開

---

長谷川知司委員長 では休憩を解きまして、委員会を再開します。モニター意  
見についての続きです。7 番です。ちょっと読みましょう。「今年度 6  
月議会で代表質問が行われましたが、一般質問との違いがどこにあった  
のでしょうか。政策理念を共にする会派の特色を見えづらく、最後は議  
会参与が答弁で一般質問と化していました。代表質問は市長の政策理念、  
方針まちづくりの考え等を掘り下げ一般質問につなげていくものだと考

えておりますが、何故まともな代表質問が行われないのでしょうか。明確に教えてください。」。意見のある人は手を挙げてください。

伊場勇副委員長　まともな代表質問が行われていないのでしょうかということなのですが、貴重な意見だなど受け止めております。施政方針にしっかりと重きを置いて、皆さんは代表質問を行っていると思いますが、ただ、やっぱり一般質問との違い等々をもっと市民の方に分かりやすくするべきだなどと思います。

山田伸幸議員　そもそも、一般質問が、市の事務全般について問いただす、その在り方についても、やはり基本は市長と議員とが丁々発止をする場として設けられていたはずなんです。その発展形として代表質問がある。要するに会派を代表して、市長の施政方針をただすということなんですけど、それが微に入り細に入りとし過ぎてしまうというところが、非常に問題として捉えられていると思っています。ですから、この政策について、市長ともっとしっかり議論を闘わせるというところで代表質問をきちんと準備をすべきだと。一般質問も同様ですけど、やはり質問する相手が市長であるということを念頭に置いて詰めていく場というふうに思っております。そこは代表質問を準備されるときによく会派の理念と照らし合わせて、こういう理念を私たちは持っているんだけど、なぜこういうふうな政策を反映させてくれないのか、あるいは私たちの考えとこれだけ違うんだが、なぜそういうふうな政策になっていくのかというふうな形を取れていないのが、今の議会の問題だと思います。

長谷川知司委員長　山田議員が今、微に入り細に入りと行き過ぎていると言われたんですけど、具体的にどういうことかちょっと教えてください。

山田伸幸議員　ここに書かれているとおりです。参与が平気で答えようとする、それについて議員もとがめようとせずに行われる。市長にやっぱりきちんと答弁を求め続けなくちゃいけないと思います。



高松秀樹委員　うちは22人の議会で、一般質問をしようと思えば、公平な同じ時間で一般質問することができる状況です。ということは、代表質問の必要性が非常に薄くなっていくということから、代表質問制を廃止すべきだと思います。

長谷川知司委員長　一気にそっちのほうに行っただですか。ほかに皆さんから意見はありませんか。

吉永美子議員　以前も言ったかもしれませんが、代表質問と一般質問の違いがなかなか見えないことも事実だと思います。私は無会派ですがけれども、3月議会は市長の施政方針の中から取り上げて、一般質問をしています。せっかく会派代表がされたら、その後に同じ会派の人がもっと突っ込んで一般質問をするという形ができていれば、私は代表質問の意味は本当にあると思っていまして、そこをきちっとできない限り、代表質問のある意味が大変薄れていると思っています。

長谷川知司委員長　要するにやり方をちょっと変える必要があるんじゃないかということですね。

高松秀樹委員　となるとね、なぜそもそも代表質問を行っているのかというところに返ると思っっているんです。私がないときにこの代表質問は取り決められているんですよ。そのとき、どういう議論があって代表質問を取り入れたかを、まず教えてもらいたいと思います。

伊場勇副委員長　代表質問の実施についてという資料があって、そこには、会派の政策を明らかにし、その見地から執行機関の識見、見解を求めるものであると。その質問の内容については会派内で十分に論議を行って、これにより、その会派の政策を知ることができると書いておりますので、そこが一般質問との違いだなと思っています。モニターからの意見を鑑

みると、やはりその会派の政策を知ることができていないのかな、そこまで受け止められていないと感じております。そこがしっかりできていれば、この代表質問の意味もあるのかなと感じています。

高松秀樹委員 副委員長が冒頭に会派の政策を明らかにしうんぬんと言われましたが、一般質問でもみんな言われるんじゃないですか。だから代表質問とどこに差があるのかなあと思います。一般質問の中でも冒頭に、我が会派何とか何とかはこういう理念でもって、最初に一般質問しますと言っているじゃないですか。つまりその会派に入っている議員は会派の理念と相反した一般質問をしているわけないので、今の副委員長の意見はちょっとなかなか賛同しかねるというふうに思います。

吉永美子議員 すいません、私は議運にいなかったのですが、この当時の議運の中でどのような議論があって代表質問というふうになったのかという記録とかはないでしょうか。

長谷川知司委員長 事務局で分かりますか。

島津議会事務局次長 もちろん議論したことはあると思いますが、私もちょっと記憶しておりませんので、どのような議論があったか、今この場でお伝えすることはできません。（発言する者あり）

長谷川知司委員長 あり方特別委員会でしたか。

河野朋子委員 当時議会のあり方特別委員会ですか、あの中で代表質問制度を作ったらどうかという意見が出て、そこでかなり議論して、最終的にそれは議運で決定したとは思いますが。もともとのその議論の発端というのは、議会の在り方について、いろいろ議会改革の一環として、今伊場副委員長が紹介されたような、そもそも代表質問は何のためにというような目的などは、そこで議論して、やはり一般質問としっかりすみ分けし

て、会派のそういった理念なども明らかにして、政策の提言などもそういったところにつなげていこうということから始まりました。本当にすみ分けがきちんとしてできているのであれば、代表質問は必要だと思いますけど、現状今できていないじゃないかという指摘も当然あります。できていないからもうやめるのか、努力するように変えていくのか、それが大事だということなんですけど、だから、そもそもそういった議論がもうかなり前にあって、代表質問ができたんですが、現実最初に作ったようには行っていないというのが現状です。

高松秀樹委員 僕の考えは、代表質問というのは議員の数も多くて、いろんな付託事件も多くて、本会議運営を能率的に運営するという観点から代表質問制が取り入れられたと思っています。先ほど申しましたように、本市議会は、多いときは22人中18人が一般質問をしていましたよね。それから考えると時間的余裕がたくさんあるので、代表質問がなくてもまず大丈夫と。代表質問は施政方針について質問するんですが、ほかの議員も一般質問で同じような質問を繰り返していますよね。そうすると、そもそも代表質問の意味がないと思います。

長谷川知司委員長 副議長、当時のあり方特別委員長でしたが、何か補足があれば。ないですか。（「ない」と呼ぶ者あり）はい、分かりました。いいですか。今のままでは、やはりちょっとまずいというのが皆さんの意見ですね。

高松秀樹委員 僕はまずいと思っているんですけど、代表質問の必要性が明確にされて、我が山陽小野田市議会で本当に必要なら、やっぱりそれを継続していくべきだと思います。しかし、僕はその必要性が見いだせないもので、もうこの制度は廃止したほうがいいのかという意見なんです。

山田伸幸議員 私、今は無会派で、かつて会派のときは、事前に議論した上で、誰かが会派代表になって代表質問をしておりました。やはり、私たちの

理念とずれていたら、そこでかなり厳しい議論をした上で、代表質問に臨んでいたんですけど、今四つの会派があって、それぞれ代表質問をされているときは、そういった議論がきちんと行われているのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

長谷川知司委員長 私の会派でいえば、やはり会派の質問自体はどういう方向でやるかは最初に集まって話して、それで質問者が原稿を作り、それについてまた会派のみんなで調整して、これはここを重点的に、これは要らんのではないかとかを話し合っていきます。ただ、現行の素案は質問者が作ります。決して質問者個人が作ってということではないです。

山田伸幸議員 その際に、政策的な議論になっているかというのは判断材料になっていますか。

長谷川知司委員長 その会派理念に沿っているかどうか一番だと思います。今、高松委員からも、必要性が見いだせなければ、やめるべきだと。その会派代表の必要性というのはどこにあるか。これをまず皆さんで話せるかどうか。

高松秀樹委員 ものの本には、注意点としてこういうことが書いてあります。「代表質問は、当該会派を代表する質問でなければその意味がなく、その立場に立って質問すべきである。しかし、議員としての発言の場を十分与えることが職責の一端を果たされることであるから、小さな市町村等では、代表質問制は避けるほうがよい。」と。これは私がさっき言った22人しかいない議会で、なぜ代表質問をするのかというところです。100人いるところは、時間配分が決まりますよね、当然、効率的な運営をするために、時間配分したり代表質問制を取ったりするんですけど、我々、皆さんに70分ずつの一般質問の時間を与えているんですけど、でも会派で1人代表質問すると、その人は一般質問をできずに、60分という短縮された時間で行うということです。なおかつそのほかの議員は、

一般質問で施政方針等についての一般質問を自由にできるというバランスの悪さがあると思います。よって、廃止すべきだと思います。

長谷川知司委員長 事務局に確認させてください。山口県内は県議会と山陽小野田市議会だけですか、代表質問をしているのは。

島津議会事務局次長 今すぐ分かりませんので調べたいと思います。それと、本市の代表質問を見てみますと、平成26年3月定例会から始めているようですので、議会のあり方特別委員会の成立以前に、議会運営委員会の中で決められたんじゃないかなと思います。

中村議会事務局主査兼議事係長 前回6月24日の議運の記録を、まだちょっと粗原稿なんですけど、そのときにも前までのモニターの意見を議論していたと思います。そのときには、代表質問自体は、新しい期の議員できちんと結論を検討したほうがいいという形で一度まとまったような気がします。ですので、高松委員のおっしゃる部分は、新しい期に委ねるのか。7番の問いに対する答えも含めて、議論は大変大事だと思いますので、そこをちょっともう一度おさらいして、それで在り方をもう一度考えるのか、一旦、前回はそういう議論で結論が一回出ています。

長谷川知司委員長 新しい期の者で考えるとなっているんですね。そのような答えが出ているみたいなんですけど、そうでしょうか。

高松秀樹委員 そうすべきだと思うんですが、改選が10月でしょ。3月に施政方針がありますよね。実はあんまり時間がないんですよ。だから今日の議論をやっぱり議運の報告として出して、それから改選後に措置されたいということでもいいのかなあとと思います。だから、そのまま丸投げしてしまうとあれですけど、今いろいろ議論が出たのを、ある程度まとめて、こういう議論になったということでもいいんじゃないすかね。

長谷川知司委員長 今高松委員が言われましたように、ある程度、今出た意見をまとめて、次の期で話していただくということでもいいですか。

中村議会事務局主査兼議事係長 吉永議員が調べてくれと言われた件は、今ちょっと出せないんですけど、それも踏まえてもう一度議論されるということでしょうか。

長谷川知司委員長 そうですね。県内で、どこがそういうのをしているかということですね。それも含めて来期で話し合うということ。違いますか。

中村議会事務局主査兼議事係長 多分吉永議員は、事務局が出した県内と県議会の状況を見て、何か御意見をされたいんじゃないかと思しますので、その意見を踏まえてからの議論を一度経たほうがいいんじゃないかというお話です。

長谷川知司委員長 次回ということで、吉永議員、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。では次の6月24日付けのモニターからの意見ということで、これは今話したことと似ています。代表質問は60分。これも含めて、来期と一緒に話していただくということよろしいでしょうか。先に話しますか、ここで。次回にこれを話すということで、吉永議員のことも含めて。そういうことで、モニター意見はこれで終わっていいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、2、会派について。先日会派の成立が2人ではどうなのかという意見がありました。これについて、まず各会派に持ち帰って話をしてくださいということにしておきましたが、何か会派で意見があれば、お願いします。

高松秀樹委員 前回申し上げましたとおり、もう以前話し合っ、て、会派の要件として、政党会派は2人でもいいんじゃないかという話になりました。ただし、議運選出要件は全然別の話なので、会派要件だけの話です。

長谷川知司委員長 それは政党会派だけですか。政党でない人は……（発言する者あり）政党会派ですね。ほかにはありますか。

高松秀樹委員 これは吉永委員の発議で、前にも発言したんですけど、政党会派は2人でも認めることによって、どのようなメリットがあるんですか。

吉永美子議員 昨年11月25日に要望書を出させていただいて、前回も言いましたが、下松市は定数が減ったときに、3人から2人したということです。出させていただいている資料のとおり2人会派のところはかなりを占めており、是非、多様な意見を反映させるという意味からもとというふうに言っていますけれども、県内の状況を見て、会派人数の取扱いについて今一度、見直しの議論、御検討いただきたいというところなんです。ですので、政党会派だけという意味ではないです、ありがたい言葉ですけれども。それと前回、伊場副委員長が「2人で会派にしてもいいんじゃないでしょうか」と言われたところから、今日の議論に入っていると私は思っています。

高松秀樹委員 2人会派を望むのは、他市がやっているかじゃなくて、どういうメリットが見いだせるんですか。つまり今の中では、議会運営委員会に選出されないんですよ。うちは会派代表者会議も行っていないんですよ。あるとしたら政務活動費を1人ずつじゃなくて2人で一緒に配布できる程度なのかなと思っているんですが、そのほか何かあるんですか。

山田伸幸議員 私は以前から言っているのは、議運にも参加する、政党は政党会派として認めていただきたいと。前から言っているとおりです。

高松秀樹委員 以前にも議運の中で協議しましたが、会派成立要件と議運選出要件は全く別の話なので、まず議論したのは、会派成立要件は2人でどうかという話でした。イコール議運に出る人数が2人会派で1人当てという議論は一切行っておりませんので、それは今のところ無関係だと

思っています。

長谷川知司委員長 代表質問もできますね、会派であれば。

伊場勇副委員長 前回私が言ったのは、2人の理念が一致していれば、会派として認めてもいいんじゃないかという吉永議員の意向かなと思っています。それについては、政党はもちろん、その理念は一緒だと思いますが、そうじゃない。つまり政党に属していない議員も理念が一致する2人は、会派として認めてもいいのかなあとと思っています。議運の選出要件とは別個に考えての話です。

高松秀樹委員 認めてもいいとか悪いとかという話とは別に、僕は2人会派を主張されておるので、どういう理由、他市でやっているという理由じゃなくて、この山陽小野田市議会で2人会派を作らないといけない明確な理由は何ですかと聞いているんです。

吉永美子議員 やはり2人だと会派を組みやすいというところもあると思っています。とにかく言っておりますのが、「議会運営に関して」と書いていますけれども、これは、この議運への参加というところでもありますように、他市とか、やり方がいろいろなので、うちのような形とちょっと違っておまして、議運への参加というところでも、私は、この資料を出させていただいているという意味では、議論していただきたいという思いを持っているところです。2人だと会派の理念が一致しやすいし、あわせて、2人で1人となると確かに大変な人数になりますけれども、そのやり方としては、この議運への参加を防府市のようなやり方とか、いろいろやられておまして、本当に3人掛ける7、3人会派で議運が7人でいうところで、ずっとこだわる、こだわると言ったらいけないのかもしれませんが、それでいかなければならないという認識を持っていないので出させていただいているところです。



伊場勇副委員長 その話をちょっと入れてしまうと、この前の前の前ぐらいに一回話しましたよね。2人会派を認めて議運がオーケーになると、11人の議運になってしまって、それは余り望ましくないというところは、事務局が調べられた事項で、見解もそのとおりでだなおもうところなんです。なので、そこを入れてしまうと、ちょっと議論が今回進まないのかなと思います。

吉永美子議員 だから、11人にしてくださいという意味ではなくて、今、3掛ける7で21人というところで前から出ていて、それが妥当であるという流れがあるから、要は、定数が8人以内でしたから、別に8人でもいいと思います。3掛ける7だから21人、だから7人だよねということには、こだわらないでいただきたいというお願いをしたところです。8という数字も出ていますので、そういうところもあるということです。ですから、2掛ける11で11人が出るようにしてくださいと言っているのではなくて、極力、ここにありますように、特に要望を出したときには4人しかおられないというところがあって、もっと多様な意見が出る議運にしていきたいというところで、下の3段には書いています。

長谷川知司委員長 今ここでの話は議運への参加っていうことはちょっと置いて、それで会派はどうなのかということで私たちの会派でも話しました。会派は議運を別で考えれば、会派2人は、理念が一緒であれば認めてもいいんじゃないかという話でした。

吉永美子議員 政党会派じゃなくても2人でいいということですか。

長谷川知司委員長 私の会派はですね。

吉永美子議員 そちらの会派という意味ですね。そこの議論をちょっとお願いしたいです。

長谷川知司委員長 ちょっと答えが出ないですか。ほかに意見はありませんか。一応ここでは議運への参加はちょっと別にして、会派だけの話で、ほかに意見がないようでしたら、結論は出ないということでもいいですか。「はい」と呼ぶ者あり)では、一応、これは結論が出ないということで、また次回にしましょう。その他、3、何かありませんか。前回議長、副議長の任期ということで、会派に持ち帰って話すことができればというのがあったと思うんですが、もし話をされておれば、ここで言っていたきたいと思います。

伊場勇副委員長 前回の議運で、議長任期を4年から2年にと提案させていただきました。私の会派では、正副議長が2年で変わることによって、執行部に対して、議会の姿勢や緊張感を今以上にしっかり持てるんじゃないかというところと、議員が議長や副議長になる経験をする回数も増えるんじゃないかと。そのことによって、その議会に対して新しい風や考え方などのメリットがあるのかなあと考えていますので、議会改革の後退ではないと思っています。他市町の状況を少し参考なんですけど、5万人から10万人ぐらいの都市で、議長任期が4年というところは、全体の約33%ぐらいでして、ほぼ6割が任期2年、3割が任期1年という仕組みを取っておられます。これは参考までなんですけど、本市において、4年で8年間になりますけど、その中で、ちょっと2年に戻してみても、またしっかり議会の姿勢を正していくこともいいんじゃないのかなと思っています。それは会派で話し合った結果です。

長谷川知司委員長 私の会派では、やはり執行部との緊張感……（発言する者あり）先に皆さんに聞きましょうか。話されましたか。

高松秀樹委員 しました。結論は会派ではまとまっていないです。私以外の2人は任期2年でいいんじゃないかという意見でした。ただし、私はそもそも、当時、議長を議員の任期とするということで4年制に賛成したということがあって、会派としての最終的な結論は出ていない状況ですが、

もうちょっと会派で協議を重ねて、最終的な結論を出していきたいと思っております。

河野朋子委員 2年で緊張感が本当に持てるという根拠は何なのかみたいな話もあったんですけど、原理原則で4年とそもそも決めたときは、そういった意味で決定したので、それを2年に変える正当な、さっき言った根拠とか理由がきちんと出されるのであれば納得ができるけれども、そもそも4年というのは議会改革の一環でやったことなので、それを2年に変える正当な理由が本当に示せるのかどうかということがあるので、現状では、今のままでいいんじゃないかという意見でした。

長谷川知司委員長 私の会派は、今言われますように委員会自体も2年で見直しをしていると。そうしたことの一つは、やはり議員の活性化ということもあると思うんですね。そうした中で議長と副議長が今4年であるということは一つのメリットがあると。だけど、2年にするというのも違うメリットがあるんじゃないかと。これは決して議会改革が後退したというんじゃなくて、議員の活性化、議会の活性化に資するものであって、決してたらい回しという考えではないということで、2年ということもいいんじゃないかというように、うちの会派は言っております。まだ結論は出ていないと思いますので、委員外議員の方で何か意見があれば。

山田伸幸議員 そもそもの議論を私も聞いていたところなんですが、やはり、議員の任期という地方自治法の規定ですね。それはなぜかという、やはり4年間でこの市政の問題についてしっかり考えなさいということであらうかと思います。取りまとめ役といいますか、議長が何かのポストのためにあって、それをころころ変えるというのは、やはりそういった議会の在り方そのものも変わってってしまう。議長によって変わってしまうということであれば、やはりしっかりと4年間という地方自治法の規定にのっとって、安定した議会運営を行っていただきたいと思いま

す。

吉永美子議員 全国的にはどうなのでしょう。4年にされていて2年に戻したとか、そういった実態もあるのでしょうか。その辺がよく分かっていないんですが。分からないということで、4年にすることのメリットも私もあると思っています。ただやはり、市長が4年やるのと、やっぱり議長が4年やるのと、ちょっと意味合いが違うような気がします。市長は1人しかいませんから、もう議長はこの議会をまとめて、出ていただくということで、そういう意味で考えると、私は他の自治体の副議長が1年とかいうのは、ちょっと早いと思っていましたけども、やはり2年で違う方に変わっていくのは決してマイナスではないという、個人的な思いを持っています。

杉本保喜議員 私の友人が議員をやっているんですけど、そういう人にも2年と4年、それはどうなんだっていうことで話をしたことがあるんですが、例えば隣の宇部市は、2年になると一身上の都合で辞退というような形で2年後にまた新しい人を選ぶという形を取っていると。結構そういうところが多いんですよ。再任は妨げないという項目を入れているところもあります。だから、委員長が言われたように、ほかの常任委員会も2年で動いていると。そして委員長も副委員長も、新たに選任されるということがある中で、議長と副議長は4年間ずっとというのがいいのかどうかというのは、みんなで見直しをもう1回する必要があるんじゃないかなと思います。ただ2年で替わっている人たちは、いや2年がいいんだよと、結構強い承認というか、そういうものを持っていることは事実です。

山田伸幸議員 前回の議論でいうと、よそがどうのこうのじゃなくて、やはり山陽小野田市議会として、議長の重み、市長に対抗するためには2年で替わっていて、市長に対してきちんと物が言えるか、議会が責任を持って、4年間の議長を務めていただくということで、そういった観点から、

地方自治法の規定に沿ってやるべきだということでやられたわけですから、そういった議論をきちんと見られたほうがいいと思います。

中村議会事務局主査兼議事係長 杉本議員からの件は、委員会とは別に考えたほうがよろしいかと思えます。委員のほうは、委員会条例で、委員の任期による。委員の任期は、常任委員会も委員会条例で2年となっていますので、ちょっと委員会と別で考えたほうがよろしいかなと思えます。

高松秀樹委員 参考までに、4年にやり替えたときに、ある先輩議員から言われたんです。いやいや、4年にやり替えてどうするんかと。いやいや議員の任期によるという話じゃないですかと。いや、もしもどうしようもない議長を誕生させた場合、おまえら4年間我慢するんかと言うんです。いやいや、それは決議を出して、いろんな手法があるという話をしたところ、そんなことが本当にできるのかと。できんやろうと。だから、それを考えて2年というのが、やっぱりずっと地方議会が学んできたことじゃないかというふうに言われました。僕は、そのときは強固に、いやいや議員の任期は4年だからと突っぱねた経緯があって、今会派の中でもそういう話があって、今回みたいに、例えば良い議長の場合はそういうのはそれで、前の議長も良い議長であったので4年間何もなくて済んだんですけど、何か本当に変なことがあった場合、辞職勧告を出しても別に法的に辞める必要がないわけですよ。そこに居座ることもできると、そういうのは想定してないんかと言われたのを、ちょっと今急に思い出して、そういうこともあるのかなという中で、いろんなことを考えていく必要もあるというふうに思います。

長谷川知司委員長 これについては継続でいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）その他何かありますか。事務局からありませんか。議長、副議長、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、これで第71回議会運営委員会を閉じます。お疲れ様でした。

---

午前 1 1 時 5 5 分 散会

---

令和 3 年（2021 年）7 月 2 0 日

議会運営委員長 長谷川 知 司